

脱炭素化技術研究開発支援事業実施要領

令和5年4月1日制定
商工観光労働部企業振興課

(趣旨)

第1条 この要領は、脱炭素化技術研究開発支援事業の実施について、補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)及び脱炭素化技術研究開発支援事業補助金交付要綱(令和5年4月1日定め。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 本県における新エネルギーを活用した脱炭素関連産業の振興を図るため、県内企業と大学・高等専門学校、公設試験研究機関等で構成される産学官の共同研究グループ(以下「共同研究グループ」という。)等が行う、新エネルギーを活用した脱炭素化に資する研究開発を支援する。

(対象事業及び計画期間)

第3条 要綱第1条の補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次のとおりとする。

(1) 事業可能性調査(F/S)

県内企業又は共同研究グループが、研究開発プロジェクトを設定するにあたり、事前に必要となる技術動向調査、市場調査又は予備的実験を中心とする調査研究。

(2) 研究開発(R&D)

共同研究グループが行う研究開発で、事業化のための実用化を目的としたもの。

2 各事業の計画期間は、次のとおりとする。ただし、補助金の交付は、事業の実施年度ごとに行うものとする。

(1) 事業可能性調査(F/S)

12か月以内

(2) 研究開発(R&D)

24か月以内

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 要綱第3条及び別表に規定する補助対象経費及び補助金額は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 設備備品費

① 設備備品費に該当する機械装置、工具器具の購入は、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上のものとする。ただし、消耗品等を組み合わせて自ら製作する場合で、耐用年数が1年以上かつ取得価格の合計が10万円以上となる場合も、設備備品費として計上するものとする。

- ② 汎用性の高い機械装置及び工具器具（パソコン、デジタルカメラ等）は補助対象外とする。
- ③ 機械装置、工具器具の加工等の外注に要する経費は、設備備品費に計上するものとする。
- ④ ソフトウェア（ライセンス契約に要する費用を含む。）については、機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するものは設備備品費として計上するものとする。

(2) 消耗品費

消耗品費に該当する物品の購入は、耐用年数1年未満又は取得価格が10万円未満のものとする。ただし、耐用年数1年未満とは、使用によりその効力を失うものを含むものとする。

(3) 研究連携費

共同研究グループの各構成機関に支払う費用とし、対象となる経費は、要綱別表に掲げる物品費、謝金、旅費、その他の経費のほか、補助事業者と各研究機関との間で締結される共同研究契約の経費において、直接経費の10%まで間接経費（一般管理費）として認めるものとする。

(4) 設備備品費（研究連携費に計上される費用を含む。）の補助金額は、次に該当する費用を除き、補助金総額の20%以内とする。

① 本事業の目的物（試作品）として製作する場合

② 本事業の目的が技術開発であり、開発過程で必要となる評価・実証装置を製作する場合

(5) 消費税及び地方消費税は対象外とする。

（共同研究グループの要件）

第5条 共同研究グループを構成する場合、補助事業者は、事業の中心となる県内企業（以下「代表事業者」という。）であり、共同研究グループは次の要件を満たすものとする。

- (1) 大学、高等専門学校、公設試験研究機関等のうち、いずれか1つ以上の機関が参加する構成であること。
- (2) 代表事業者は、補助事業の運営管理、共同研究グループ構成員間の相互調整等を行うこと。
- (3) 構成員である研究者のうち、研究開発の計画、実施及び成果の管理を総括する者を研究代表者とすること。

（事業の採択）

第6条 補助事業の採択にあたっては、有識者等から構成される審査会において、別に定める採択基準により審査を行う。

（事業の着手時期及び完了時期）

第7条 補助事業の着手時期及び完了時期は、実施年度ごとに次のとおりとする。

- (1) 着手時期は、交付決定通知日以降とする。
- (2) 完了時期は、当初の交付決定日の属する年度の3月31日までとする。

(事業化状況等報告)

- 第8条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度の終了後30日以内に補助事業の成果に係る過去1年間の事業化状況等について、報告書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、補助事業者に対し、前項のほか必要に応じて報告を求めることができる。

(成果の発表)

- 第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に研究開発等の成果を発表させることができる。
- 2 補助事業者は、知事が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(取得財産の管理及び使用状況報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価10万円以上の取得財産等について、取得財産等管理台帳(別記様式第2号)を作成し、管理するとともに、要綱第12条に規定する実績報告書にその写しを添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等について、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間、毎年度の終了後30日以内に使用状況報告書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

- 第11条 代表事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等)を、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に届出書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(他の補助事業との重複)

- 第12条 この補助事業以外の補助事業との重複は認めない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金に係る 年度事業化状況等報告書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業について、脱炭素化技術研究開発支援事業実施要領第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり 年度の事業化状況等を報告します。

記

1 事業のテーマ

2 事業化の状況等について

事業化状況	1 技術開発・試作品開発を継続している。 2 販路・取引先を探している。 3 発注を受けている。 4 販売実績がある。 5 その他（ ）
(追加又は応用)研究開発の状況	内容（補助事業との関連性、国等の支援制度の活用の有無等を含む。） 成果
今後の見通し	事業化の時期 売上目標

3 売上げ・雇用等について

(1) 売上げ（直近1年間の事業年度分）

製品の名称	販売等の数量	単価(円)	合計金額

(2) 雇用の状況

雇用数 人（うち新規雇用数 人）

※ 雇用数は上記（1）の売上高の対象となる製品等の製造・販売等に従事した従業員等の人数を記入すること。新規雇用数は上記（1）の売上高の対象となる製品等の製造・販売等により、新たに雇用が創出された（増員となった）人数を記入すること。

注）この報告書は、事業効果等を把握するために提出していただくもので、集計した数値等を公表することがありますが、個別の報告内容（企業名、売上高等）を公表することはありません。

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金に係る取得財産等の使用状況報告書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業について、脱炭素化技術研究開発支援事業実施要領第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 取得財産等

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	保管場所

2 取得財産等の使用状況

宮崎県知事 殿

住 所
名 称
代表者氏名

年度脱炭素化技術研究開発支援事業補助金に係る産業財産権等の取得等届出書

年 月 日付け ー をもって交付決定のあった標記補助事業の産業財産権の出願等について、脱炭素化技術研究開発支援事業実施要領第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業のテーマ
- 2 種類（産業財産権等の種類及び出願・登録番号等）
- 3 出願又は取得年月日
- 4 内容
- 5 相手方及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

注）この届出書は、事業効果等を把握するために提出していただくもので、個別の届出内容（企業名、出願内容等）を公表することはありません。